6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,913

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

（注３）上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第６の１の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	462,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,717

6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,913

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

（新設）

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	